

---

## 第3章

### 良好な景観の形成に関する方針

## 第3章 景観形成区域における良好な景観形成に関する方針

### 1 景観形成の基本理念及び基本目標

#### ■景観形成の基本理念

前章までの本市の景観特性とそれぞれの課題を踏まえると、今後の景観形成に当たっては、「自然景観と生活景観の調和」「生活に調和した歴史・文化の保全」が重要となってきます。

そのため、以下の基本理念のもとに、良好な景観の保全・創出を図ることとします。

#### 基本理念

『自然と歴史が調和した“益田らしさ”が感じられる景観を、  
後世へ伝えるまちづくり』

#### ■景観形成の基本目標

基本理念に基づき、本市の地域特性に応じた景観等を保全・創出し、後世へ伝えるために、基本目標を次のとおりとします。

#### 基本目標

「地域の特性を知り、良好な景観への意識を高める」

これまで詳述してきたとおり、市内の景観は、各地域それぞれの地理的要因や歴史・文化的要素などに加え、生活や風習、生業などの条件が加わることで、それぞれの景観特性を有しています。

各地域の景観特性は、有名無名を問わず、そこに住む人、または訪れる人によって愛され、親しまれてきた結果、現在まで存続してきたものも多く存在します。また、賑わいや活力の再生のために地域を挙げてまちづくりに取り組み、創出されてきたものもあります。

これらの各地域の特色ある景観を「保全し、または創出し、後世へ伝える」ための取り組みを行う際には、自ずと地域の景観特性を再認識する必要があり、それに伴い良好な景観に対する関心と意識の向上が不可欠となるため、ここに掲げる基本目標に沿って取り組むことが肝要となります。

## 2 景観特性に応じた基本方針

### ■景観特性に応じた基本方針

良好な景観形成を図るため、次の3つの基本方針を定めます。

#### <基本方針1> 水と緑に親しむ景観づくり

高津川をはじめとした豊かな自然環境を有する河川と、その流域の緑から成る美しい景観、起伏に富んだ海岸線から成る海岸美の景観、四季折々に表情を変える山並みの景観や、中国山地や日本海までを遠望する眺望景観などの、「潤いと安らぎを与える自然景観」の保全に努めるとともに、その魅力を引き立て、住まう人にも訪れる人にも親しみやすい景観づくりを目指します。

#### <基本方針2> ぐらしと心が豊かになる景観づくり

地域の特性が表れた「生活景(生活の営みが色濃くにじみ出た景観)」の息づく農村や漁村の景観、農の恩恵を享受できる田園部の景観、地域の賑わいや活力を代弁する都市景観などは、自然と生活が調和することで形成されています。

この「地域の特徴に根差し、自然と調和した心地よいまち並み景観」の保全及び形成に努めることで、快適でゆとりのある暮らしを支えとともに、のどやかさや豊かさを五感で感じることができる景観づくりを目指します。

#### <基本方針3> 歴史・文化に興味関心が持てる景観づくり

益田地区をはじめとした各地域の歴史の面影を感じさせる景観や、黒瓦屋根の風情あるまち並みの景観、石見地方特有の赤瓦屋根のまち並み景観などの、市の成り立ちの足跡を辿ることができる「歴史ある景観」や、伝統芸能や伝統行事などの「長い時をかけて醸成された文化の景観」は、一朝一夕で形成することができない「市の財産」として守り伝えるべきものです。これらの景観や伝統を地域の資源として保存・伝承する活動を行う人々と連携し、歴史・文化に興味関心が持てる景観づくりを目指します。

## 景観分類別の景観形成の方針

基本方針に基づいた景観分類別の景観形成の方針は、下記のとおりです。

### <基本方針1> 水と緑に親しむ景観づくり

#### 【自然景観】

##### 河川景観



- ・高津川と益田川沿いの環境を保全することで、潤いのある河川景観を維持するとともに、水に親しむことのできる水辺空間(親水空間)を形成する。
- ・高津川沿いの環境を「流域景観」として一体的に保全することで、潤いのある河川景観を維持するとともに、高津川の清流としての価値観を損なうことのないよう、屋外広告物等の色彩に配慮する。
- ・各地区内を流れる河川は重要な景観軸のひとつであり、潤いのある河川景観を維持するために、周辺環境整備の際には色彩等に配慮する。
- ・景観保全のための地域づくり活動については、継続的な支援を図る。

##### 分類される地域区分

全地域(各地域の河川流域)

##### 海岸景観



- ・美しい海岸景観を保全するため、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮する。
- ・白砂青松の海岸景観を保全するため、松林をはじめとした自然環境に配慮し、住宅地と海岸部との調和のとれたまち並み景観を形成する。
- ・海岸部の「漁村特有の景観」は、本市の貴重な景観資源であるため、建築物等の色彩や形態・意匠には十分に配慮し、海岸景観と一体的な保全を図る。

##### 分類される地域区分

高津地区・吉田地区・鎌手地区・安田地区・小野地区の海岸線

## 山並み景観



- ・益田中央地域市街地の背景となる『みどりのびょうぶ』を保全し、良好な山並み景観を維持するために、建築物等は稜線を妨げないように配慮する。
- ・各地域の景観の背景となる山並みについては、季節ごとに彩りを添える貴重な自然景観であることから、現状を損なわないためにも、建築物等により稜線を妨げないなどの配慮に努める。
- ・緑豊かな山々の自然景観の維持・保全のため、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮する。

分類される地域区分

全地域

## 眺望景観



- ・良好な眺望景観を有する山々については、維持管理のための地域活動等への配慮に努める。
- ・鳥瞰景、仰望景の視点場付近での建築物及び工作物等の建設にあたっては、眺望を妨げないための配慮に努める。

分類される地域区分

全地域

## <基本方針 2> くらしと心が豊かになる景観づくり

### 【生活景観】

#### 農村・田園景観



- ・住宅をはじめとした建築物等については、形態・意匠及び色彩等に配慮し、農地との調和を重視することで良好な農村景観の保全を図る。
- ・建築物の意匠のひとつである鏝絵については、地域の伝統的な意匠として、保全・継承について配慮する。
- ・山間部では、主要幹線道路の沿線及び河川沿いに赤瓦屋根を持つ住宅が点在し、農地・自然の緑と調和しながらそれぞれの集落を形成しているケースが多いため、現状の良好な景観を維持するためにも、屋外広告物・建築物・工作物の色彩及び形態・意匠に配慮する。
- ・匹見地域については、金属系の屋根材を用いている場合でも、比較的周囲のまち並みに合わせた色彩が用いられていることが多いため、景観に統一感がある。この一体感が損なわれないように、今後も配慮する。
- ・農の恩恵を感じることができる農地の緑に配慮し、建築物及び屋外広告物等の形態・意匠及び色彩等に配慮し、周辺農地との調和を重視することで農村・田園景観双方の保全を図る。
- ・農業は基幹産業であり、また、農地はふるさつを感じる景観要素のひとつでもあるため、過疎化や高齢化、離農等に伴い発生する耕作放棄地の問題については、可能な限り現状の維持に努めることで、良好な田園景観を保全する。

#### 分類される地域区分

海岸部及び都市的拠点地域を除く全地域

## 漁村景観



- ・生活と地域文化や風習から生み出された「漁村特有の景観」は、本市の貴重な景観資源であるため、建築物等の色彩や形態・意匠には十分に配慮し、まち並みの連続性などを損ねないように配慮する。
- ・建築物の意匠のひとつである鰻絵については、地域の伝統的な意匠として、保全・継承について配慮する。
- ・漁村景観は、海の青と集落の屋根の色、背景の山並みの緑が対比し合って鮮やかな集落景観を形成していることから、現在、良好な漁村景観を有する地域については、既存の景観を乱さないよう建築物等の素材や色彩に配慮する。
- ・集落内を網羅する生活道は、地域の特色ある景観を構成する要素のひとつであることから、建築物等の建設の際にはスペース等の配慮に努める。

### 分類される地域区分

鎌手地区・安田地区・小野地区の海岸部の集落

## 都市景観



- ・益田市の玄関口であるJR益田駅周辺の地域は、市の顔として相応しいまち並み景観を形成する。
- ・蟠竜湖及び万葉公園の緑地については、中心部の都市景観の中にあって緑地景観を構成する重要な要素であることから、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮し、周辺的环境保全に努める。
- ・高津地区内一般国道 191 号沿いの新たな市街地については、周辺の既存住宅地と調和した景観形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・土地区画整理事業地内では、周辺の農地と調和した住宅地の景観形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・市道吉田横断 13 号線及び都市計画道路中島染羽線の整備に伴い、沿線周辺に新たに建設される住宅等については、周囲のまち並みとの調和に配慮することで、既存のまち並みとの一体性を保つ。

### 分類される地域区分

益田中央地域

### <基本方針 3> 歴史・文化に興味関心が持てる景観づくり

#### 【歴史景観】

##### 歴史的まち並み景観



- ・門前町の面影が残るまち並みや、住宅の軒や屋根勾配をはじめとした色彩や素材・形態・意匠などに統一感のあるまち並みについては、歴史的・文化的景観資源として活かし、歴史を感じられる趣のあるまち並み景観として保全・活用を進める。
- ・点在する歴史的・文化的景観資源に配慮し、資源を活かした歴史的な佇まいを感じられるまち並み景観を形成する。
- ・地域の生活道路でもある「通り」は、それぞれに歴史的な風情を持つことから、屋外広告物・建築物・工作物等は周辺のまち並みとの調和に配慮し、魅力あるまち並み景観の保全・創出を図る。
- ・地域の歴史と生活が表れている黒瓦屋根のまち並み景観については、伝統的な景観として保全・継承を図る。

分類される地域区分

益田地区・高津地区（一部）

##### 文化・伝統的景観



- ・「伝統芸能のある景観」や「祭りの景観」を演出する各地域の伝統行事や神事・祭事については、文化・伝統的な景観として保全・継承を図る。
- ・各地域の伝統を受け継ぐ「社中」や「保存会」による活動は、活動の継続及び次世代への伝承の必要性から、継続的な支援を図る。

分類される地域区分

全地域

##### 赤瓦景観



- ・赤瓦屋根の家々が点在する農村景観については、伝統的な景観として保全・継承を図る。
- ・新たな市街地が形成される地区については、赤瓦のまち並みの残る地域と調和した住宅地の景観形成及び、商業施設の集積を行うとともに、屋外広告物・建築物・工作物等の色彩及び高さ等に配慮し、赤瓦景観を主とする既存住宅地との調和を図る。

分類される地域区分

益田地区を除く全地域